



三重県公報

令和元年12月6日(金)

第 62 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
33	三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(健康づくり課)	2
34	三重県卸売市場条例施行規則	(農産物安全・流通課)	2
35	三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	43
告 示			
475	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	(長寿介護課)	44
476	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	44
477	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示	(建築開発課)	44
選 管 告 示			
57	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	45
58	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	47
59	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	47
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	47
	同件	(同)	47
	同件	(同)	48
	同件	(同)	48
	同件	(同)	48
	同件	(同)	49
	同件	(同)	49
	同件	(同)	49
	同件	(同)	50
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	50
	土地区画整理組合の定款の変更認可	(都市政策課)	50
	都市計画の図書の写しの縦覧	(同)	50
	同件	(同)	51
	市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可	(同)	51
	二級建築士を処分した旨	(建築開発課)	51
	開発行為に関する工事の完了	(同)	52
	宅地開発事業に関する工事の完了	(同)	52
正 誤			
	令和元年11月29日付け三重県公報第60号	(収用委員会)	52

規 則

三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十三号

三重県歯科技工士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

三重県歯科技工士修学資金貸与規則（平成二十一年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(遅延損害金) 第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を期限までに返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還のあつた日までの期間の日数に応じ、延滞額に当該期限の翌日における民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第一項の法定利率の割合を乗じて計算した遅延損害金を支払わなければならない。	(遅延損害金) 第十八条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を期限までに返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還のあつた日までの期間の日数に応じ、延滞額につき年五パーセントの割合で計算した遅延損害金を支払わなければならない。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の三重県歯科技工士修学資金貸与規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新規則第十八条に規定する期限が到来した場合における遅延損害金について適用し、同日前に同条に規定する期限が到来した場合における遅延損害金については、なお従前の例による。

三重県卸売市場条例施行規則をここに公布します。

令和元年十二月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十四号

三重県卸売市場条例施行規則

三重県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第十四号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）及び三重県卸売市場条例（令和元年三重県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(地方卸売市場の認定申請)

第二条 法第十三条第二項の申請は、地方卸売市場認定申請書（第一号様式）により知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

1 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあつては、収支状況表（第二号様式））

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員名簿及び役員の履歴書

ニ 直近の三事業年度の貸借対照表及び損益計算書（以下「計算書類」という。）

ホ 法第十四条において準用する法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

- 一 卸売市場の位置図及び平面図
 - 二 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあつては、戸籍抄本及び次に準じる書類）
 - イ 定款
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 役員名簿
 - ニ 直近の事業年度の計算書類
 - 四 法第十三条第五項第四号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する書類
 - 五 法第十三条第五項第五号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 当該遵守事項を定めるに当たつて法第十三条第五項第六号ロの規定により取引参加者の意見を聞いたことを証する書類
 - ロ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第十三条第五項第六号ハの規定により公表されていることを証する書類
- （地方卸売市場の認定証）

第三条 知事は、法第十三条第五項の認定をしたときは、開設者に地方卸売市場認定証（第三号様式）を交付するものとする。

2 地方卸売市場の開設者は、前項の認定証が滅失し、又は損傷し、若しくはその識別が困難となった場合には、地方卸売市場認定証再交付申請書（第四号様式）を知事に提出し、認定証の再交付を受けることができる。

3 地方卸売市場の開設者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、認定証を速やかに知事に返納しなければならない。

- 一 地方卸売市場を廃止した場合
- 二 地方卸売市場の認定を取り消された場合
- 三 認定証の再交付を受けた後において、滅失した認定証を発見した場合

（地方卸売市場の変更の認定）

第四条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は、地方卸売市場認定事項変更申請書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条第二項各号に掲げる書類又は業務規程の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は業務規程を添付しなければならない。

（地方卸売市場の変更の届出）

第五条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定により変更の届出をしようとする地方卸売市場の開設者は、当該変更の日の七日後までに、地方卸売市場認定事項暨微な変更届出書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条第二項各号に掲げる書類又は業務規程の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は業務規程を添付しなければならない。

（地方卸売市場の休止又は廃止）

第六条 法第十四条において読み替えて準用する法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前までに地方卸売市場業務休止又は廃止届出書（第七号様式）により知事に届け出なければならない。

（事業報告書の提出）

第七条 法第十三条第五項第五号の表の五の項(ニ)に規定する事業報告書は、事業年度ごとに、当該事業年度経過後九十日以内に、事業報告書（第八号様式）により開設者に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、当該事業年度の計算書類を添付しなければならない。ただし、卸売業者が個人である場合にあつては、これに準じる書類を添付しなければならない。

（せり人の届出）

第八条 卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売のせり人を定めたときは、速やかに、その氏名その他必要な事項を当該地方卸売市場の開設者に届け出なければならない。

2 前項のせり人は、せりを行うために必要な経験及び能力を有し、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- 一 法及び卸売市場法施行令第一条で定める法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しない者

一 仲卸業者その他の買受人又はこれらの役員若しくは使用人である者

3 卸売業者は、第一項の規定によりせり人として届け出た者にせりを行わせなくなつたときは、速やかに、当該せり人の氏名その他必要な事項を当該地方卸売市場の開設者に届け出なければならない。

(運営状況の報告)

第九条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度経過後四月以内に、運営状況報告書(第九号様式)により知事に提出しなければならない。

2 前項の運営状況報告書には、当該事業年度の計算書類(開設者が地方公共団体である場合にあつては、収支状況表(第二号様式))及び当該地方卸売市場に係る卸売業者の最新の第七条第一項に規定する事業報告書を添付しなければならない。

(卸売数量等に関する報告)

第十条 地方卸売市場の開設者は、卸売業者が卸売をした生鮮食料品等の数量及び金額について、当該年分を翌年の二月末日までに卸売数量等報告書(第十号様式)により知事に報告しなければならない。

(小規模等卸売市場の開設の届出)

第十一条 条例第四条第一項の規定による届出は、小規模等卸売市場開設届出書(第十一号様式)によるものとする。

2 前項の小規模等卸売市場届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 開設者に関する書類(開設者が個人である場合にあつては、戸籍抄本及びハに準じる書類)

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 直近の年度の計算書類

二 小規模等卸売市場施設の位置図及び平面図

3 条例第四条第二項の業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 小規模等卸売市場の名称、位置及び面積

二 取扱品目

三 開場の期日及び時間

四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

五 卸売業者に関する事項

六 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(小規模等卸売市場の変更の届出等)

第十二条 条例第五条の規定による条例第四条第一項各号に掲げる事項及び業務規程の変更の届出は、小規模等卸売市場届出事項変更届出書(第十二号様式)によるものとする。この場合において、当該変更後の前条第二項第一号の書類又は業務規程を添付しなければならない。

2 条例第五条の規定による小規模等卸売市場の休止又は廃止の届出は、当該休止又は廃止日の三十日前までに小規模等卸売市場業務休止又は廃止届出書(第十三号様式)により、知事に届け出るものとする。

(卸売数量等に関する報告)

第十三条 条例第十二条の規定による報告は、当該年分を翌年の二月末日までに卸売数量等報告書(第十号様式)により、知事に届け出るものとする。

(身分を示す証明書)

第十四条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第三項及び条例第十四条第二項の証明書は、立入検査員証(第十四号様式)とする。

(添付書類の省略)

第十五条 知事は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)に基づき農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)に基づき漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会(以下「農協又は漁協」という。)が、次の各号に掲げる申請又は届出をする場合において、農業協同組合法又は水産業協同組合法に基づき知事に提出されている書類の流用について当該農協又は漁協の了承を得た場合は、当該各号に定める書類について、その提出を省略させることができる。

一 法第十三条第二項の申請 第二条第二項第一号イからニまで又は同項第三号イからニまでに規定する添付書類

- 一 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の申請 第四条に規定する添付書類（業務規程を除く。）
- 二 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の届出 第五条に規定する添付書類（業務規程を除く。）
- 四 条例第四条第一項の届出 第十一条第二項第一号イからハまでに規定する添付書類
- 五 条例第五条の届出 第十二条第一項に規定する添付書類（業務規程を除く。）

（書類の経由）

第十六条 法並びに条例及びこの規則の規定に基づき、申請書、届出書又は報告書（以下この条において「申請書等」という。）を知事に提出する者は、当該地方卸売市場又は当該小規模等卸売市場の所在地を所管する農林水産事務所、農林事務所又は農政事務所の長を経由して、申請書等を提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、第二条、第十一条、第十五条及び第十六条の規定は、令和元年十二月二十一日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

地方卸売市場認定申請書

年 月 日

三重県知事

宛て

申請者 名 称

法人番号

所 在 地

代表者の役職及び氏名

⑩

卸売市場法第 13 条第 1 項の規定により、地方卸売市場としての認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月
	m ²	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目:

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績 (年度)		見込み (年度)	
	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)

(記載上の注意)

1. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載すること。
2. 見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
3. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。
以下同じ。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 業務の運営体制を組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(記載上の注意) 申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを添付すること。

(2) 長期借入金の返済計画

年 度	元金 (千円)	利子 (千円)	元金+利子 (千円)
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
・ ・ ・			
合 計			

(記載上の注意) 各年度末における長期借入金の残高の見込みを記載すること。

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名 称	代表者名	取扱品目	取扱実績		純資産額 (千円)	経常損益 (千円)	備考
			数量(トン)	金額(千円)			

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

(開設者の連絡先)

部署名：

T E L：

F A X：

E-mail：

(記載上の注意)

1. 一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を1つの地方卸売市場として申請する場合には、2、3及び7の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。
2. 農協又は漁協が申請する場合には、業務報告書を添付することにより、4及び5の事項を省略して差し支えない。
3. 地方公共団体が申請する場合には、5の事項に代えて、収支状況表（第2号様式）を添付すること。
4. 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 2 号様式（第 2 条関係）

収支状況表

地方公共団体名

1 収支の状況

〔 年度〕

（単位：千円）

収 入	実績又は 見込み	支 出	実績又は 見込み
総収入		総支出	
前年度繰越金		市場管理費（営業費用）	
使用料計		人件費(注4)	
売上高割使用料		事務費(注5)	
面積割使用料		建設改良費（総事業費）	
と畜場使用料		うち付帯事務費	
その他		うち補助対象事業費	
地方債起債		うち付帯事務費	
国庫補助金		地方債償還金	
うち建設改良に係る補助金		利息償還金	
都道府県補助金		うち市場事業に係る償還金	
うち建設改良に係る補助金		うち建設改良に係る償還金	
一般会計からの繰出金		うちH4年度以降許可債分 (注6)	
指導監督的経費繰出金		元金償還金	
建設改良費繰出金		うち市場事業に係る償還金	
と畜事業費繰出金		うち建設改良に係る償還金	
その他繰出金		と畜事業に係る償還金	
貸付金		企業債取扱諸費	
貸付金利息		繰上充用金	
受取利息及び配当金		貸付金	
その他		その他	
うち受益者負担金分(注2)		うち〇〇〇〇(注3)	
うち〇〇〇〇(注3)		うち〇〇〇〇	
うち〇〇〇〇		翌年度繰越金	

第 3 号様式（第 3 条関係）

地方卸売市場認定証

所在地
開設者
名 称
様

1 認定番号 第 号

2 市場の名称

3 市場の位置

卸売市場法第 13 条第 1 項の規定により、地方卸売市場の開設を認定したことを証明します。

年 月 日

三重県知事



第 4 号様式（第 3 条関係）

地方卸売市場認定証再交付申請書

年 月 日

三重県知事

宛て

申請者 名 称

所 在 地

代表者の役職及び氏名

㊞

三重県卸売市場条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、地方卸売市場認定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 市場の名称及び位置
- 2 認定年月日及び認定番号
- 3 再交付を要する理由

（記載上の注意）

1. 損傷又は識別困難の理由で再交付を受けようとする場合は、当該認定証を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 5 号様式（第 4 条関係）

地方卸売市場認定事項変更申請書

年 月 日

三重県知事

宛て

申請者 名 称

所 在 地

代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法第 1 4 条において読み替えて準用する同法第 6 条第 1 項の規定により、地方卸売市場に係る認定事項の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 市場の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更内容の施行年月日

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
2. 業務規程の変更を伴う場合には、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 6 号様式（第 5 条関係）

地方卸売市場認定事項軽微な変更届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

届出者 名 称

所 在 地

代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法第 1 4 条において読み替えて準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

1 市場の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
2. 業務規程の変更を伴う場合には、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 7 号様式（第 6 条関係）

地方卸売市場業務休止又は廃止届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

届出者 名 称

所 在 地

代表者の役職及び氏名

㊞

卸売市場法第 1 4 条において読み替えて準用する同法第 7 条の規定により、地方卸売市場の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 市場の名称
- 2 休止〔廃止〕の内容
- 3 休止〔廃止〕の理由
- 4 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 5 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

1. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
2. 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 8 号様式（第 7 条関係）

事業報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

開設者 様

報告者 卸売市場の名称
 名称又は氏名
 所在地又は住所
 代表者の役職及び氏名 ⑩

卸売市場法第 13 条第 5 項第 5 号の表の 5 の項（2）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

1 組織に関する事項

（1）事業運営組織

（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

（2）役員略歴

役名及び職名	氏名	生年月日	住所	略歴

(3) 役員及び従業員の状況

区 分		人数 (人)		平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
			うち女性		
役員	常 勤				
	非常勤				
	小 計				
従業員	営業関係				
	事務関係				
	小 計				
合 計					
臨時職員年間 平均雇用人数					

(記載上の注意)

1. 従業員との兼務役員は、役員の方に記載すること。
2. 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

(4) 株主構成

区 分	役 員	従業員	出荷者	仲卸 業者	売買 参加者	開設者	その他	合 計
総株主等の議 決権の数(A)								
保有する議決 権の数(B)								
割合 (%) (B) / (A)								

大口株主の名簿 (上位 10 位まで)

氏名又は名称	住 所	保有する議決権 の数	保有する議決権 の割合 (%)
合 計			

(記載上の注意)

1. 「総株主等」とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。

2. 「議決権」とは、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。
3. 売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であつて、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

2 卸売業務の状況

(記載上の注意) 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1) から (6) までの表を本卸売市場分及び当該他の卸売市場の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種類	受託販売			買付販売			卸売業務合計		
	数量 (トン)	金額 (千円)	委託手数料 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	買付販売 利益(損 失)金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	販売利益 (損失) 金額 (千円)
当期合計 (A)									
前年同期合計 (B)									
前年同期対比 (%) (B / A)									

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、以下のとおり、それぞれ区分して記載すること。

- ① 野菜及び果実 (以下「青果」という。) に属するものにあつては、野菜 (輸入に係るものを除く。)、輸入野菜、果実 (輸入に係るものを除く。) 及び輸入果実

(記載上の注意)

1. 種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、以下のとおり、それぞれ区分して記載すること。
 - ① 青果に属するものには、野菜及び果実
 - ② 生鮮水産物に属するものには、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
 - ③ 肉類に属するものには、牛肉、豚肉及びその他
 - ④ 花きに属するものには、切花、鉢物及びその他
 - ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものには、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他
2. 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。
3. 青果又は青果加工品に属するものには、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。
4. 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものには、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。
5. 肉類又は肉類加工品に属するものには、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。
6. 買付集荷に係るものには、（ ）に内数で記載すること。

(3) 販売先別取扱高及び販売代金の平均回収日数の状況

区分	仲卸業者		売買参加者		自社等		第三者				合計	
	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	金額 (千円)
金額												
平均回収日数		日		日		日		日		日		日

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. 自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者へ販売したものを記載すること。
4. 第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者へ販売したものを記載すること。他市場への転送欄には、他市場の卸売業者又は仲卸業者へ販売したものを内数で記載すること。
5. 平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times (1 / A)$$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高(当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。)で除して得た数値

(4) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札			相対取引			合計		
	数量 (トン)	金額 (千円)	うち商物 分離取引 数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	うち商物 分離取引 数量 (トン)	金額 (千円)	数量 (トン)	うち商物 分離取引 金額 (千円)
合計									

(記載上の注意)

1. 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意の1の区分に準じて記載すること。
2. 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意の2に準じて記載すること。
3. せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

(5) 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

支払日までの日数		備考
最高日数	平均日数	
日	日	

(記載上の注意)

1. 平均日数は、次の算式により算出するものとする。
平均日数 = $L \times (1 / A)$

Lは、当該事業年度の日数

Aは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

2. 備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。

(6) 奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準 (交付率等)	交付金額 (千円)	交付金額に対応する 卸売金額 (千円)	交付先の数	備考
	小計					
	小計					
	合計					

(記載上の注意)

1. 対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、2の(2)の記載上の注の1の区分に準じて記載すること。
2. 交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
3. 交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
4. 備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

3 附帯業務等の概況

(1) 附帯業務の概況

業務の内容	売上高 (千円)	附帯業務利益(損失)金額 (千円)

(2) 兼業業務の概況

業務の内容	売上高 (千円)	兼業業務税引前当期純利益 (損失)金額 (千円)

(3) 他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称		
所在地		
事業内容		
資本金(千円)		
売上高(千円)		
当期純利益(損失)額 (千円)		
純資産額(千円)		

(記載上の注意)

1. 附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務をいう。
2. 兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。
3. 支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。
 - ① 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
 - ② 卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
 - ③ 卸売業者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

(記載上の注意)

1. 農協又は漁協が報告する場合には、業務報告書を添付することにより、
1 の事項を省略して差し支えない。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 9 号様式（第 9 条関係）

運営状況報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事

宛て

報告者 名 称

所在地

代表者の役職及び氏名

印

卸売市場法第 1 4 条において読み替えて準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（ 年度）		見込み（ 年度）	
	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載すること。
3. 見込みの欄には次年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
4. 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。
以下同じ。

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

(記載上の注意) 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

(記載上の注意)

1. インターネットを利用して公表している場合には、該当ページの URL を記載すること。
2. その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料（(1)にあっては一例で構わない。）を添付すること。

5 監督措置の実施状況

① 検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

② その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
2. 「その他の措置の主な実績」には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

6 取引参加者の状況

(1) 卸売業者

① 卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績		純資産額 (千円)	経常損益 (千円)	備考
			数量(トン)	金額(千円)			

(記載上の注意)

1. 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
2. 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
3. 備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

② 場外指定保管場所の状況

名称	位置	指定年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

1. 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所以して指定することとしている場合に、当該指定した保管場所について記載すること。
2. 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

(2) 仲卸業者

① 仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(記載上の注意)

1. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
2. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)
3. 法人の仲卸業者については、その貸借対照表及び損益計算書又はそれらの概要を添付すること。

② 直荷引きの状況

取扱品目	実施業者数	取扱実績		主な品目
		数量(トン)	金額(千円)	

(記載上の注意)

1. 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け(以下「直荷引き」という。)について記載すること。
2. 複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
3. 主な品目の欄には、直荷引きが行われている主要な品目を記載すること。

(3) 売買参加者

取扱品目	業 種						
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食納入業者	加工業者	他市場卸売業者	その他
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

1. 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。
2. 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。
3. () には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)

(4) 取引参加者以外の事業者

業 種	業者数

(記載上の注意) 複数の市場がある場合にあつては、市場ごとに表を作成すること。

(開設者の連絡先)

部署名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(記載上の注意)

1. 農協又は漁協が申請する場合には、業務報告書を添付することにより、2及び3の事項を省略して差し支えない。
2. 地方公共団体が報告する場合には、3の事項に代えて、収支状況表(第2号様式)を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 10 号様式（第 10 条、第 13 条関係）

卸売数量等報告書

年 月 日

三重県知事

宛て

報告者 名称又は氏名
所在地又は住所
代表者の役職及び氏名 ⑩

三重県卸売市場条例第 12 条（三重県卸売市場条例施行規則第 10 条）の
規定により、卸売数量等（ 年分）を次のとおり報告します。

1 市場の名称

2 取扱実績 () (月分・年間実績)

項目 品目	取扱実績			県内産取扱実績			県外産の 主な産地名
	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円/kg)	数量 (kg)	金額 (円)	取扱割合 (%)	
計							

市場

(記載上の注意)

1. 生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。
 なお、食肉については、次に示す様式に記載すること。
2. 主要品目における月ごとの取扱実績を作成した上で、集計した年間取扱実績を作成すること。
3. 記載すべき内容を満たす販売等のシステムからの出力表で代用して差し支えない。
4. 水産物産地市場においては、県内産取扱実績及び県外産の主な産地名を省略して差し支えない。
5. 花きの数量の単位は、切花にあっては本、鉢物にあっては鉢とする。
6. 加工食品等における品目の欄は、加工食品等の種別とする。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 11 号様式（第 11 条関係）

小規模等卸売市場開設届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

届出者 名称又は氏名

所在地又は住所

代表者の役職及び氏名

㊟

三重県卸売市場条例第 4 条第 1 項の規定により、小規模等卸売市場の開設について、次のとおり届出します。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

区 域		総 面 積
敷地		m ²
卸売場		m ²
倉庫		m ²
	うち冷蔵庫	m ²
	うち冷凍庫	m ²

(記載上の注意)

倉庫については、冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。

3 卸売市場の取扱品目

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(1) 事業内容

(2) 取扱高

(3) 従業員数

5 卸売市場の開設年月日

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

(1) 名称又は氏名

(2) 所在地又は住所

(3) 代表者の役職及び氏名

(開設者の連絡先)

部署名：

TEL：

FAX：

E-mail：

(記載上の注意)

1. 農協又は漁協が申請する場合には、業務報告書を添付することにより、4の事項を省略して差し支えない。
2. 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 12 号様式（第 12 条関係）

小規模等卸売市場届出事項変更届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

届出者 名称又は氏名

所在地又は住所

代表者の役職及び氏名

㊞

三重県卸売市場条例第 5 条の規定により、小規模等卸売市場に係る届出事項の変更について、次のとおり届出します。

1 市場の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更内容の施行年月日

（記載上の注意）

1. 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
2. 業務規程の変更を伴う場合には、業務規程の変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 13 号様式（第 12 条関係）

小規模等卸売市場業務休止又は廃止届出書

年 月 日

三重県知事

宛て

届出者 名称又は氏名

所在地又は住所

代表者の役職及び氏名

⑩

三重県卸売市場条例第 5 条の規定により、小規模等卸売市場の業務の休止〔廃止〕について、次のとおり届出します。

- 1 市場の名称
- 2 休止〔廃止〕の内容
- 3 休止〔廃止〕の理由
- 4 休止する期間〔廃止する年月日〕
- 5 取引参加者への通知の状況

（記載上の注意）

1. 廃止の届出にあつては、〔 〕の文言とすること。
2. 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること

第 14 号様式 (第 14 条関係)

表

第	号	<p>立入検査員証</p> <p style="text-align: right;">職 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は卸売市場法第 14 条において読み替えて準用する同法第 12 条第 2 項及び三重県卸売市場条例第 14 条第 1 項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div>		<p>三重県知事</p> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">印</p> </div>

裏

	<p>卸売市場法抜粋</p>
<p>第 12 条</p> <p>2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>第 14 条 第五条から第十条まで、第十一条（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第一項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。</p>	
<p>三重県卸売市場条例抜粋</p>	
<p>第 14 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、小規模等卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、小規模等卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	

(記載上の注意)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 7 とすること。

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和元年十二月六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十五号

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年三重県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事が定める図書)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>2 省令第一条第一項の表の(イ)項に掲げる付近見取図は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(届出書に添付する図書)</p>	<p>(知事が定める図書)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>2 省令第一条第一項に規定する付近見取図は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(知事が定める図書)</p>
<p>第三条の七 省令第十二条第一項の表の(イ)項又は省令第十三条の二第三項の表に掲げる付近見取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p>	<p>第三条の七 省令第十二条第一項の知事が必要と認める図書は、別表第一の三の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p>
<p>(知事が定める図書)</p> <p>第五条 省令第二十三条第一項又は省令第二十四条の三第二項第一号の知事が必要と認める図書は、別表第一の三の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p>	<p>2 省令第十二条第三項に規定する知事が不要と認める図書は、別表第一の四の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p> <p>(知事が定める図書)</p> <p>第五条 省令第二十三条第一項の知事が必要と認める図書は、別表第一の五の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</p>
<p>2 省令第二十三条第一項の表の(イ)項に掲げる付近見取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p>	<p>2 省令第二十三条第一項に規定する付近見取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p>
<p>第十二条 知事は、法第三十四条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第八号)により当該認定建築主に通知するものとする。</p> <p>(知事が定める図書)</p>	<p>第十二条 知事は、法第三十四条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書(様式第八号)により認定建築主に通知するものとする。</p> <p>(知事が定める図書)</p>
<p>第十四条 (略)</p> <p>2 省令第三十条第一項の規定により提出しなければならない省令第一条第一項の表の(イ)項に掲げる付近見取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p>	<p>第十四条 (略)</p> <p>2 省令第三十条第一項に規定する付近見取図は、都市計画法第十一条に規定する都市施設が記載されている縮尺二千五百分の一程度の図面とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p>

<p>第十七条 知事は、法第三十七条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第八号）により当該基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。</p> <p>別表第1の3（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td>図書の種類</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	図書の種類	(略)	(略)	<p>第十七条 知事は、法第三十七条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第八号）により認定建築主に通知するものとする。</p> <p>別表第1の3（第3条の7関係）</p> <p>別表第1の4（第3条の7関係）</p> <p>別表第1の5（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td>図書の種類</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区分	図書の種類	(略)	(略)
区分	図書の種類								
(略)	(略)								
区分	図書の種類								
(略)	(略)								

附 記

りの規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 475 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入所定員
2472200761	特別養護老人ホーム 孤野聖十字の家（ユニット）	三重郡孤野町大字宿野 1433 番地の 69	社会福祉法人鈴鹿聖十字会	三重郡孤野町大字宿野 1433 番地の 74	令和元年 12 月 1 日	60

三重県告示第 476 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により朝日町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキみえ朝日店・スーパーセンタートライアルみえ朝日店
三重郡朝日町大字小向字七反田 358 番地ほか 52 筆
- 2 朝日町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和元年 12 月 6 日から令和 2 年 1 月 6 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 477 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定（平成 29 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>三重県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年三重県規則第 40 号）第 4 条及び第 13 条に規定する知事が別に定める機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 5 に定めます。</p> <p>第 1 法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第 2～第 4 （略）</p> <p>第 5 法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。</p> <p>1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)及びロ(3)の規定に基づく評価方法</p> <p>2 （略）</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 5 に定めます。</p> <p>第 1 建築物エネルギー消費性能基準及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第 2～第 4 （略）</p> <p>第 5 法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。</p> <p>1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

選 管 告 示

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 12 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

イ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第 1 号）	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
立憲民主党三重県第 2 区総支部	中川正春	小林 薫	鈴鹿市神戸 7-1-5	衆議院議員	○	令和元年 10 月 15 日	

ロ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党三重県いなべ市・員弁郡第二支部	石垣智矢	中村 等	員弁郡東員町六把野新田 123	○	令和元年 10 月 30 日	
自由民主党三重県津市第四支部	小林貴虎	尾崎正彦	津市東丸之内 13-16	○	令和元年 11 月 11 日	
自由民主党三重県鳥羽市第二支部	野村保夫	黒田房子	鳥羽市相違町 1896-1	○	令和元年 11 月 5 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大西徹後援会	岡村憲一	山本敬子	度会郡度会町棚橋 1476-2	平成 31 年 4 月 19 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
西田健後援会	神園敏昭	主たる事務所の所在地	南牟婁郡紀宝町 鶴殿 729-7	南牟婁郡紀宝町 鶴殿 704-2	平成 31 年 1 月 9 日	
未来に轍をつなぐ会	高秀一行	主たる事務所の所在地	津市豊が丘 5-6-9	鈴鹿市道伯 1-3-7	令和元年 9 月 27 日	

地

代表者 高 秀 一 行 宮 田 竜 洋

会計責 明 神 宏 文 加 藤 公 友

任者

村林さとし政治経 村 林 聡 主たる 度会郡南伊勢町 度会郡南伊勢町 平成 31 年

済研究会 事務所 相賀浦 441-2 五ヶ所浦 727-4 4 月 1 日

の所在

地

三重県選挙管理委員会告示第 58 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和元年 12 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党三重県鳥羽市第一支部	中 村 欣一郎	平成 30 年 12 月 31 日	政党
おおくぼひろし後援会	大 窪 博	令和元年 9 月 30 日	

三重県選挙管理委員会告示第 59 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 12 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
村 林 聡	村林さとし政治経済研究会	主たる事務所の所在地	度会郡南伊勢町 相賀浦 441-2	度会郡南伊勢町 五ヶ所浦 727-4	平成 31 年 4 月 1 日

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
津市
- 2 調査を行った期間
平成 30 年 9 月から平成 31 年 3 月まで
- 3 成果の名称
津市芸濃町林川原 7 地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
津市芸濃町林地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
名張市
- 2 調査を行った期間
平成 26 年 10 月から平成 28 年 3 月まで
- 3 成果の名称
名張市夏見の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
名張市夏見地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成 19 年 11 月から平成 23 年 3 月まで
- 3 成果の名称
いなべ市北勢町東貝野の一部（②-1）地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市北勢町東貝野地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 6 月から平成 29 年 3 月まで
- 3 成果の名称
いなべ市大安町宇賀の一部第 3 の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市大安町宇賀地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町

- 2 調査を行った期間
平成 24 年 8 月から平成 26 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曽岬町見入④の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曽岬町見入地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曽岬町
- 2 調査を行った期間
平成 25 年 8 月から平成 27 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曽岬町見入⑤の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曽岬町見入地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曽岬町
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 8 月から平成 26 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曽岬町加路戸・新加路戸④⑤⑥の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曽岬町大字加路戸地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
木曽岬町
- 2 調査を行った期間
平成 25 年 8 月から平成 27 年 2 月まで
- 3 成果の名称
木曽岬町加路戸・新加路戸⑥⑦の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

木曾岬町大字加路戸地内

- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査を行った者の名称
南伊勢町
- 2 調査を行った期間
平成 29 年 7 月から平成 31 年 2 月まで
- 3 成果の名称
南伊勢町大字中津浜浦の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南伊勢町中津浜浦地内
- 5 認証年月日
令和元年 11 月 19 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 11 月 6 日から同年 12 月 16 日まで
- 3 作業地域
津市白塚町、同市栗真町屋町及び同市栗真中山町

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、桑名市多度力尾土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
桑名市多度力尾土地区画整理組合
桑名市多度町力尾 2681 番地 1
- 2 事業施行期間
平成 21 年 12 月 15 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
桑名市多度町力尾字阿越、字石塚、字沢地、字堀切及び字南谷の各一部、猪飼字沢地の一部並びに北猪飼字沢地の一部
- 4 設立認可の年月日
平成 21 年 12 月 15 日
- 5 変更認可の年月日
令和元年 12 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類
四日市都市計画生産緑地地区
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画地区計画
椿地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について認可をしました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 組合の名称
亀山駅周辺 2 ブロック地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成 31 年 2 月 15 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区

- (1) 都市再開発法第 14 条に属する地域

亀山市御幸町字貝戸部 171 番 1 の一部、172 番、172 番 1、181 番 1、182 番 1、182 番 2、182 番 3、182 番 4、183 番 1、183 番 3、184 番 1、184 番 6、184 番 7、184 番 8、186 番、187 番 2、187 番 3 の一部、187 番 6 の一部、187 番 7 の一部、188 番、188 番 1、188 番 2、188 番 3、188 番 4、188 番 5、188 番 7、191 番 1、194 番 1 の一部、194 番 3 の一部、194 番 6、195 番、195 番 1、196 番 3、197 番、198 番の一部、231 番の一部、231 番 2 の一部、231 番 37 の一部、231 番 38 の一部、231 番 40 の一部、231 番 49 の一部、231 番 54 の一部、231 番 55 の一部、231 番 72 の一部、238 番 1 の一部、239 番 1 の一部、239 番 3 の一部、239 番 4 の一部、279 番 5、279 番 6 及び 279 番 7

- (2) その他の地域

都市計画道路 3・5・7 駅前高塚線（交通広場（市道御幸 3 号線を含む））、市道亀山駅前線の一部、市道御幸 7 号線の一部、市道御幸線の一部、法定外公共物の一部及び準用河川竜川の一部

- 4 事務所の所在地
亀山市御幸町字貝戸部 182 番 4
- 5 設立認可の年月日
平成 31 年 2 月 15 日
- 6 変更認可の年月日
令和元年 12 月 6 日

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定により二級建築士を処分しましたので、同条第 5 項の規定により公告します。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 処分をした年月日

令和元年 11 月 14 日

- 2 処分を受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

日沖 政司

二級建築士

三重県知事登録第 9204 号

- 3 処分の内容

戒告

- 4 処分の原因となった事実

建築士法第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理及び申請代理業務等を業として行ったことから、同法第 23 条の 10 第 1 項の規定による無登録業務の禁止に違反した。

このことは、同法第 10 条第 1 項第 1 号に該当する。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 11 月 14 日	松阪市大黒田町字押方 554-2 ほか 3 筆ほか	松阪市東町 601-1 株式会社フェイスジャパン 代表取締役 中 川 雄 斗
令和元年 11 月 21 日	三重郡川越町大字北福崎字掛割 73	四日市市ときわ 1 丁目 7-14 大和ハウス工業株式会社四日市支社 支社長 茂 木 啓 一
令和元年 11 月 25 日	三重郡朝日町大字小向字北里下 770-3 ほか 9 筆ほか 及び大字縄生字芝溝 676-2	四日市市波木町 1097-10 株式会社グリーンピアトセ 代表取締役 千 歳 秀 利
令和元年 11 月 27 日	松阪市嬉野上野町字野新田 1155-2 ほか 1 筆	津市藤方 2271-1 ジャスティス 205 中 村 志 保
令和元年 11 月 27 日	三重郡川越町大字豊田一色字国治 495-1	津市高茶屋小森町 4000-2 株式会社川崎ハウジング中部 代表取締役 川 崎 昌 美

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年 12 月 6 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和元年 11 月 15 日	度会郡度会町葛原字新田 597-26 ほか 7 筆	度会郡度会町葛原 663-1 株式会社東出林業 代表取締役 南 泰 仁

正 誤

令和元年 11 月 29 日付け三重県公報第 60 号に登載しました、土地収用法の規定による収用又は使用の裁決手続の開始決定の収用委公告中

ページ 行 誤 正

33 20 及び 22 樋之口 樋之口

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
